

## 基本指針の主な記載事項

1

### 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者の関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
- ・国と地方自治体の連携・協働

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

#### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況十利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

5

#### 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

##### 1 教育・保育提供区域の設定

- 市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。  
※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

##### 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

###### 2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
  - ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
  - ・認定の区分(※)に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定する。
    - －地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

- ・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。  
→他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17参照)。
  - \* 他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)
- ※1 認定こども園、幼稚園、保育所
- ※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受入れに配慮。

9

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

## 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

## 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
  - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
  - ・好事例の収集・提供等
  - ・企業における研修の実施等
  - ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

13

・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

### 1 区域の設定

○都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。

- ・区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに設定することも可。

#### (イメージ1)共通の区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

} 各認定区分に共通する区域として設定

(例)区域①: ○○市  
区域②: △△市+◎◎町 ...

#### (イメージ2)認定区分ごとに区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

→ 全県1区域  
(例)区域①: ○○市  
区域②: △△市+◎◎町 ...

## (2) 都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。
- ただし、以下に該当する場合には、需給調整。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項)
- ・認定区分(3~5歳・学校教育のみ、3~5歳・保育の必要性あり、0~2歳・保育の必要性あり)ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるときその他の省令で定めるとき
    - ー需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数※) → 原則認可
    - ー需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数※) → 需給調整
- (※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

17

### <1> 計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があつた場合の需給調整について

(イメージ)

2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより需給ギャップを解消する計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人

地域型保育事業者から認可の申請  
(+15人)があつた場合

- ・「需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数)」であるが、需給調整の対象とできることとする。  
※なおこの場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定を行うことは可能。
- 実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

#### 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
  - ・幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載
- 国が講じる保育教諭の促進(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進)に係る方策、潜在保育士の活用方策、待遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

#### 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を記載。
    - 児童虐待防止対策の充実
    - 社会的養護体制の充実
    - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
    - 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ※上記の各施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

21

### 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

#### 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- 都道府県は、市町村計画の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施。
  - 都道府県は、市町村が教育・保育施設の確認を行い利用定員を設定する時に市町村の協議を受け、調整を行うことにより、広域的調整を実施。
- ※これらの協議・調整に係る手続を計画に記載。
- 市町村計画の調整に際しては、まず市町村間で調整を行うことが原則、調整が整わない場合等に都道府県による広域調整を実施。

#### 2 教育・保育情報の公表

- 保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する、子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備等

22

→都道府県において必要な基盤整備を進めるとともに、都道府県と市町村の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする。

## 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要。
- 国は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、以下の施策を推進。
  - 男女双方について、子育て期間中を含めた働き方の見直し(育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境づくり(中小企業を含む))
  - 男性も子育てができる働き方の実現(「パパ・ママ育休プラス」の活用等)
  - 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の推進
  - 様々な機会を活用した国民への周知、子育てに関する理解の促進(インターネットによる周知・広報、両親学級等) 等
- ※育児休業明けの保育所等の円滑な利用のための環境整備については、P12)参照。

25

## 第六 その他

- 市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等(いわゆる地方版子ども・子育て会議)を置くことに努める。
- 地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。

26

# 「市町村子ども・子育て支援事業計画」 作成時の利用希望などの把握について

## 1. 制度上の位置付け

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。
  - 「量の見込み」は、「現在の利用状況」 + 「今後の利用希望」を踏まえて設定。  
←「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。
  - 昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
    - ・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
    - ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとする、
    - ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。
- 子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。  
※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

→ 利用希望の把握は、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象としてはどうか。

※放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、5歳以上の就学前の子どもを基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握。

## ②把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。（→抽出調査が基本）
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

## ③把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども（0～5歳）

・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 定期的な利用が主。

（例：月～金又は土の利用で1日〇時間／月・水・金・土の利用で月△時間 など）

・「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主。

（例：地域子育て支援拠点事業を週□日程度利用 など）

→ 「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理。

つづく

4

★「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園（標準時間）

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握

★「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」+「今後の利用希望」を把握。

→ 現在の利用状況のまま／現在利用している事業について利用頻度を変更したい／現在は利用していないが今後は利用したい など

※一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる

※新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。

→ 今後の就労希望を調査。

・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

つづく

5